

令和 7 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 6）

堺 市

目 次

	頁
議案第 38 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3

令和7年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和7年2月25日
堺市長 永藤英機

議案第 38 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条の5の10中「220,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づき、大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率の算定条件において、後期高齢者支援金等賦課額の限度額が引き上げられることに伴い、本市の保険料に係る当該限度額の引上げを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

令和7年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その6）

令和7年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-24-0032